

留守家庭のため校区外通学許可申請を希望する保護者の方へ
(小学校・義務教育学校前期課程の児童のみ)

保護者の勤務等の事情で帰宅後の児童を、家庭において保育する人がいない場合、当該保護者の勤務先、あるいは、預け先(祖父母宅など)での保育する人の下で、下校後に生活する校区の学校への就学を許可しています。

A

申請理由	保護者の勤務等の事情により下校後の保育に支障があるため、自宅外へ児童を預け、その預け先の校区の学校へ通学させたい
許可条件	以下の条件をすべて満たす場合 ① 児童と同居する成人全員が勤務をしていること ② 放課後に、責任をもって児童を預かってもらえる人がいること
許可期間	申請年度の年度末まで ※年度更新
申請に必要な添付書類	① 児童と同居する18歳以上全員の勤務証明(高校生は除く) ※学生の場合は、勤務証明に代わるもの(在学証明・学生証等で代用可) ② 預かり証明

B

申請理由	下校後、児童を保護者の勤務する店舗、事業所に立寄らせるため、勤務先の校区の学校へ通学させたい
許可条件	以下の条件をすべて満たす場合 ① 児童と同居する成人全員が勤務をしていること ② 保護者の勤務先が、勤務先を児童の帰り先として承諾できること
許可期間	申請年度の年度末まで ※年度更新
申請に必要な添付書類	① 児童と同居する18歳以上全員の勤務証明(高校生は除く) ※学生の場合は、勤務証明に代わるもの(在学証明・学生証等で代用可) ※児童を下校させる先の勤務証明には、児童が立ち寄ることの承諾が必要

※ 要件を満たさない状況になった場合には、指定校への転学となります。

※ 勤務状況等の確認、預かり先の実態調査等を行うことがあります。

※ 預け先へ下校する、または勤務先へ立ち寄ることにより校区外通学を認められた場合には、松江市が設置した児童クラブの入会要件を満たしません。**ただし、預かり先および保護者の就労状況等や勤務先の状況により、入会要件を満たす場合があります。ご不明な点等がございましたら、各該当児童クラブへご連絡くださいますようお願いいたします。**なお、生涯学習課へ情報提供を行う場合があります。

お問い合わせ先

校区外通学許可申請について 学校教育課学事係 (55-5416)

児童クラブについて 各該当児童クラブ

生涯学習課放課後子どもプラン係 (55-5311)